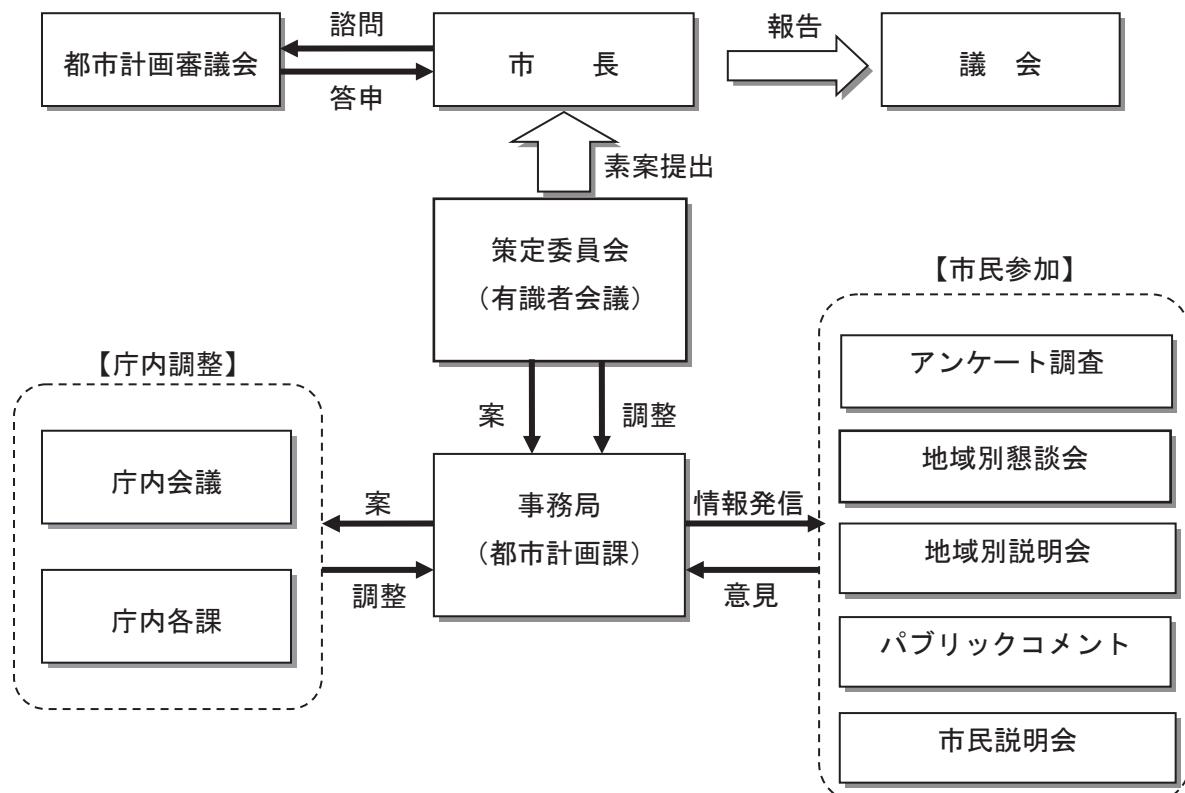


▽ 參考資料



## 1. 策定体制



## 2. 策定経過

### 【2017（平成29）年度】

|         |                   |                              |
|---------|-------------------|------------------------------|
| 9月 21日  | 第1回庁内会議           | 現行計画のふりかえりについて               |
| 12月 13日 | アンケート調査           | 市民3,000人を対象（12/13～1/5）       |
| 12月 18日 | 第2回庁内会議           | まちづくりの主要課題について               |
| 2月 15日  | 地域別ヒアリング          | 現行地域別構想のふりかえりについて（2/15～2/28） |
| 3月      | 第3回庁内会議<br>(意見照会) | まちづくりの方針について                 |

### 【2018（平成30）年度】

|         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 5月 9日   | 第1回策定委員会  | 委嘱状交付、まちづくりの課題について                             |
| 5月 31日  | 第4回庁内会議   | 都市計画マスターplan、立地適正化計画に記載する事項について                |
| 6月 11日  | 地域別懇談会    | 各地域の資源や課題についての意見交換（6/11～6/20）                  |
| 7月 27日  | 第2回策定委員会  | 全体構想（案）の協議、地域別構想（案）と立地適正化計画（案）の検討状況について        |
| 8月 23日  | 第5回庁内会議   | 全体構想（案）、地域別構想（案）と立地適正化計画（案）の協議                 |
| 9月 20日  | 第3回策定委員会  | 全体構想（案）、立地適正化計画（案）の協議、地域別構想の検討状況について           |
| 10月 1日  | 地域別説明会    | 都市計画マスターplan全体構想、地域別構想、立地適正化計画について（10/1～10/11） |
| 11月 16日 | 第6回庁内会議   | 実現化方策（案）、立地適正化計画（案）の協議                         |
| 12月 21日 | 第4回策定委員会  | 都市計画マスターplan（素案）について                           |
| 1月 24日  | パブリックコメント | 都市計画マスターplan（計画案）について（1/24～2/22）               |
| 2月 23日  | 市民説明会     | 都市計画マスターplan（計画案）について                          |
| 3月 14日  | 都市計画審議会   | 都市計画マスターplan（計画案）について                          |



### 3. 策定委員会名簿

(敬称略、順不同)

| 職名     | 氏名     | 所属                              |
|--------|--------|---------------------------------|
| 委員長    | 山口 邦雄  | 秋田県立大学 教授                       |
| 委員     | 照井 康晴  | 横手市都市計画審議会 会長                   |
| 〃      | 北原 啓司  | 横手市景観審議会 会長                     |
| 〃      | 鈴木 幸弘  | 横手商工会議所 事務局長                    |
| 〃      | 堀内 勝彦  | よこて市商工会 事務局長                    |
| 〃      | 飯野 正和  | 横手市農業委員会 会長                     |
| 〃      | 照井 郁人  | 横手市建築士会 会長                      |
| 〃      | 佐野 貞文  | 秋田県宅地建物取引業協会横手地区協議会 幹事長         |
| 〃      | 高城 憲子  | 市民委員                            |
| 〃      | 佐藤 翔太郎 | 市民委員                            |
| 〃      | 柿崎 大二朗 | 市民委員                            |
| 〃      | 阿部 円香  | 市民委員                            |
| 〃      | 佐藤 誠   | 市民委員                            |
| 〃      | 平元 美沙緒 | 市民委員                            |
| 〃      | 高橋 忠志  | 市民委員                            |
| 〃      | 鈴木 司   | 市民委員                            |
| 〃      | 小松 剛   | 国土交通省東北地方整備局湯沢河川国道事務所<br>調査第二課長 |
| 〃      | 齋藤 篤   | 秋田県平鹿地域振興局 建設部長                 |
| 〃      | 小原 信美  | 横手市 建設部長                        |
| オブザーバー | 佐々木 貴弘 | 国土交通省東北地方整備局建政部 都市調整官           |

## 4. 用語集

### あ行

|        |  |
|--------|--|
| 空き家バンク | 空き家を「売りたい（貸したい）方」と「買いたい（借りたい）方」を結びつけるサービス。   |
| インフラ   | インフラストラクチャーの略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤や学校・病院・公園などの公共の福祉にかかわる施設。 |

### か行

|           |   |
|-----------|---|
| 区域区分制度    | 無秩序にまちに広がらないように、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」とに区分（線引き）する制度。すでに市街地になっている区域や計画的に市街地にしていく区域を市街化区域、市街化をおさえる区域を市街化調整区域として定める。   |
| グリーンツーリズム | 農山漁村地域において、農家民泊などにより自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。   |
| 景観農業振興地域  | 景観農業振興地域整備計画で、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため定めるもの。地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業施設の整備・保全の方向性などを定める区域。  |
| 建築協定      | 建築基準法第69条の規定に基づいて定められた制度。各地域で望ましい建物の建て方等について、土地の所有者等が「約束（協定）」を互いに取り決めること。   |
| 耕作放棄地     | 農業センサスの定義に基づき、以前耕作したことはあるが、一年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない農地。農地法で言う遊休農地とほぼ同意であるが、調査の方法が異なるため、必ずしも面積が一致しない。近年働き手の減少により、経営縮小のために使われない農地が増えている。         |
| 克雪住宅      | 多雪地域で、屋根の雪下ろしの必要がないように工夫された住宅。融雪型は、屋根に積もった雪を人工又は自然のエネルギーを利用して雪を融かす方式。無落雪型は、構造材を補強し、勾配の緩い屋根にすることで雪下ろし作業の負担軽減や安全性の向上を図る。自然落雪型は、勾配の急な屋根にすることで、自然に雪が滑り落ちるようにしたもの。 |



## さ行

|         |   |
|---------|---|
| 指定管理者制度 | 公の施設の管理手法のひとつ。公の施設を民間事業者等が管理することで、多様化する市民ニーズに効果的かつ効率的に対応するため、民間事業者等の持つノウハウを活用して、利用者に対するサービスの向上や管理に要する経費を縮減することを狙いとするもの。 |
| 収用対象事業  | 道路や河川、公民館、博物館、庁舎、工場、公園等を対象に、公共目的を達成するために必要があるときに、私有財産を公権力により制限し、収用する事業のこと。その場合、正当な補償がなされる。                              |
| 人口ビジョン  | 横手市の人口の現状を分析することにより、人口に関する認識を市民の皆様と共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示す計画。  |

## た行

|                     |   |
|---------------------|---|
| タイムライン              | 防災行動計画。災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと。                |
| 地区計画                | 地区計画は、既存の他の都市計画を前提に、ある一定のまとまりを持った「地区」を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度のこと。区域の指定された用途地域の規制を、強化、緩和することができ、各街区の整備及び保全を図る。 |
| デマンド型乗合タクシー（デマンド交通） | 利用する方の予約に応じて運行する公共交通のこと。  |
| 頭首工                 | 農業用水を河川から取水するため、河川を堰き止めて水位を上昇させ、水路へ流し込む施設（水門、堰堤、土砂吐等）のこと。   |
| 特用林産物               | 一般に用いられる木材を除く、森林原野を起源とする生産物の総称。食用のきのこ類、樹実類や山菜類等、うるしや木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材、木炭等が含まれる。                                  |

## は行

|         |  |
|---------|--|
| バリアフリー化 | 高齢者や障がい者などが利用しやすいように、障壁（バリア）を除去すること。道路の段差など物理的な障壁の除去に加えて、社会的、心理的な障壁を取り除く心のバリアフリーも含まれる。 |
|---------|--|

## や行

遊休農地 農地法第32条第1項第1号の規定により「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」を言う。耕作放棄地と同意で使われることが多い。

用途地域 住居、商業、工業などの機能を適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに良好な市街地環境を形成するために定められるもの。用途地域の種類は12種類あり、地域ごとに建てられる建築物の用途（住宅・店舗・工場など）や形態（容積率・建ぺい率・高さ）が建築基準法で決められている。

## ら行

流末 道路側溝や大きな縦排水路、渓流のこと。

ロールプレイング 研修方法の一つ。役割を想定し、疑似体験を通して研修を行う手法のこと。

ワークショップ 地域にかかわるさまざまな立場の人々が自ら参加して、まちづくりについてのアイディアを話しあったり、課題を解決するための改善計画を立てたり、共同作業を進めたりする活動の総称。

